

2022年8月5日

各位

会社名 テラ株式会社
代表者名 代表取締役社長 木内 清人
(コード：2191 東証スタンダード)

破産手続開始の申立て及び破産手続開始決定に関するお知らせ

当社は、本日、東京地方裁判所に対して破産手続開始の申立てを行い、同日破産手続開始決定を受けましたので、お知らせ致します。

取引先、株主、関係者の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることとなり、心よりお詫び申し上げます。

1. 破産手続開始の申立に至った経緯及び理由

当社は、2021年10月14日に当社株式について特設注意市場銘柄の指定を受け、内部管理体制を適切に改善し当社株主及び投資者の信頼を回復していくことが急務となったところから、2022年3月29日までに取締役を社外の者に一新し、内部管理体制の強化を図るとともに事業の立て直しを図って参りました。

しかし、先行投資型バイオベンチャーという当事業の性質上、医薬品の開発に成功するまでは継続的な売上げがほとんどなく、2022年3月には当社の流動資産は枯渇しつつありました。

そこで当社は、第三者割当増資による資金調達を試みましたが、増資を実施する条件が整わないまま2022年6月末には当面の資金繰りにも窮するようになりました。

その後、当社は、金融機関につなぎ融資を相談するとともに、事業継続の方法や破産手続以外の選択肢についても最後まで検討を重ねました。しかしながら、金融機関から融資を受けることはできず、資金が枯渇し、資金調達の見込みもない状況では他に取得可能な選択肢もなく、また状況が改善する見通しも立たないことから、今般やむなく破産手続の開始を申し立てるに至りました。

2. 破産手続申立の概要

- (1) 申立日 2022年8月5日
- (2) 開始決定日 2022年8月5日
- (3) 管轄裁判所 東京地方裁判所
- (4) 事件番号 令和4年(フ)第4455号
- (5) 事件名 破産手続開始申立事件
- (6) 申立代理人 東京都中央区築地1丁目12番22号コンワビル8階
本間合同法律事務所 弁護士 鈴木郁子
- (7) 破産管財人 東京都千代田区九段北4丁目1番5号市ヶ谷法曹ビル102号
岩崎・安達・岡本法律事務所 弁護士 安達桂一
- (8) 負債総額 約1億8765万円

3. 今後の見通し

今後は、裁判所及び破産管財人の下で当社についての破産手続が進められます。

なお、当社株式は、本日付で東京証券取引所の整理銘柄に指定され、東京証券取引所の定める規程により所定の期間を経た後に上場廃止となる見込みです。

今後の情報については、TDNET等を通じて適宜開示されます。

株主の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、株主平等の観点から個別の対応は致しかねますので、ご了承のほどよろしくお願い致します。

以上